

「LEC 澤井道場 これだけ800本」から  
第46回社労士試験【選択式】安衛法 空欄Dの出題が**論点的中** しました!!



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL14434 p.36]

<これだけ800本 安衛法・徴収法 問44 解説例題>

事業者は、健康診断の結果による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の（ A（転換））、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、（ B（作業環境測定））の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは（ C ）又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(解答 ( C ) → 安全衛生委員会)

的中!

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題  
【選択式】 労基法・安衛法 【空欄D】

3 [前略] 事業者は、健康診断の結果についての医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の  又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。

(解答  → ⑤衛生委員会若しくは安全衛生委員会)